

「運営費交付金の収益化基準の見直し」及び  
「事業等のまとまりごとに区分された情報の充実」に係る  
共同ワーキングチーム第2回会合提示改訂案からの主な見直し事項

**注解 39 第1項**

- 「事業等のまとまり」の定義を明記。

**基準第 81 第2項**

- 「業務達成基準」、「収益化単位の業務」の定義を明記。
- 「収益化単位の業務」と「事業等のまとまり」の関係を明記。
- 収益化単位の「業務」と事業等のまとまりの「事業等」とは同概念であることを明記。

**注解● 第4項**

- 業務と交付金の対応関係の明確化は、法人の長が各業務の交付金配分額を決定することであることの明記（従来のQA81-11 第2項に相当）。
- 業務費のうち、共通費用についても原則として「収益化単位の業務」に配分しなければならないことを規定として明記。

**注解 60 第2項（3）**

- 業務達成基準のうち、投入費用に対応して進捗状況を測定する方法を削除。